る年度又は当該年度の翌年度に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑻　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（フランス語に限る。）を願いにより免除する。

⑼　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑽　Instituto Cervantesが制作するＤＥＬＥのＣ１若しくはＣ２又はSuperiorに合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑾　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（ドイツ語に限る。）を願いにより免除する。

⑿　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒀　教育部中外語言交流合作中心が制作する中文水平考試について６級180点以上又は高等試験について９級以上の資格を有する者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒁　国家中国語能力試験推進委員会が制作する華語文能力測験（ＴＯＣＦＬ）のLevel６精通級（Ｃ２）に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒂　特定非営利活動法人イタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（イタリア語に限る。）を願いにより免除する。

⒃　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒄　大韓民国国立国際教育院が制作する韓国語能力試験の６級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒅　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒆　独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第１項第１号の試験の日本史Ｂ又は旧日本史Ｂについて60点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して５年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒇　独立行政法人大学入試センター法第13条第１項第１号の試験の現代社会又は旧現代社会について80点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して５年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

(21)　(1)から⒇までの免除を受けようとする者は、電子申請時にその旨を申請しなければならない。その際、(2)又は(5)から⒅までの免除を受けようとする者は、当該免除の対象者であることを証する書面をＰＤＦにしてマイページにアップロードしなければならない。

大学入試センターが発行する開封無効の成績証明（４⒆及び⒇に係る免除申請書類）については、別途郵送すること。

# 公　告

## 諸　事　項

### 工場財団

山口県宇部市大字船木61番41**都市産業株式会社**の工場財団に山口県宇部市大字船木字山田61番地41都市産業株式会社楠工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年４月28日

山口地方法務局宇部支局

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月28日

四国地方整備局長　奥田　晃久

１　処分をした年月日　令和８年４月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社四電技術コンサルタント　野村　喜久　香川県高松市牟礼町牟礼1007―３　国土交通大臣許可（般特―04）第11159号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（造園工事業に関する一般建設業の許可及びとび・土工工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告